

# ひょうごの福祉

認め合い ともにつながり 支え合う みんなでつくる ひょうごの福祉

## P2 特集

社会福祉法人が進める「地域における公益的な取組」  
～ “ほっとかへん” を合言葉にした地域づくり～

P6 「ストップ・ザ・無縁社会」広がれ! 全県キャンペーン

P7 あなたのまちの社協ナビ

多可町社協

住民の「気づき」がつくる集落の支え合い  
～福祉学習の取り組みから～

P8 みんなでつくるひょうごの福祉

誰もが自分らしく生きられる地域社会を目指して  
～ NPO法人ダーナと農楽(の～ら)の取り組み～

みんなで体操! 被災地域を元気に!

～生涯学習応援隊so-so.39の取り組み～

P10 ひょうごの福祉NOW

P11 もっと知ろう! 障害者差別のないまちづくり

P12 インフォメーション

2017

2

No.792



2月は「はたちの  
献血キャンペーン  
月間」だよ!

養父市

八チ高原スキー場



この機関紙は赤い羽根共同募金配分金により発行しています。



# 社会福祉法人が進める 「地域における公益的な取組」 ～“ほっとかへん”を合言葉にした地域づくり～

改正社会福祉法が平成29年度から本格施行される。改正法では、社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」を実施することが明文化された。

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施するための公益法人として従来からさまざまな公益的な事業に取り組んできたが、地域のつながりの希薄化、制度の狭間の課題など、従来の枠を超えた生活・福祉課題が顕在化している。

本特集では、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を改めて確認するとともに、兵庫県内の推進方策や具体的な活動展開の方向性についてお伝えする。



## 社会福祉法人への期待 「地域における公益的な取組」

社会福祉法人制度が始まって60年以上が経過し、平成29年4月からは改正社会福祉法に基づいてさまざまな改革が進められる。その一環で全ての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」が責務として定められた。

地域社会では、少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、制度の狭間の課題、生活困窮や子どもの貧困など、既存の制度や住民の支え合いだけでは対応できない課題に直面している。

これらの地域課題の解決に向けて、社会福祉法人には、地域の社会資源の一つとして、施設や設備、配置された専門職などを生かした取り組みが期待されている。

なお、国は、具体的な取組例ではなく次の3つの要件のみを示しており、地域ニーズに応じた各法人の主体的な取り組みが期待されている。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

### 取り組む上での着眼点

「地域における公益的な取組」は、高齢者施設だから対象は高齢者のみなどと限定されず、子どもや障害者、生活困窮者といった、まさに地域の生活福祉課題やニーズに応じた幅広い分野での実施が期待される。各法人が具体的に実践していく上でのポイントは次の5点が考えられる。

- ① 地域性への対応(真にニーズに沿った事業展開を図る)
- ② 新たなニーズ(多様化・複雑化)への対応
- ③ 制度によるサービスだけでは対応できない課題への対応
- ④ 行政施策や住民活動をつなぎ、ネットワークをつくる
- ⑤ 地域づくり・地域再生への貢献

具体的な取り組みとして、単身高齢者に対する見守り支援や、引きこもりの人々に対する生活支援なども想定されるが、法人単独での実施はハードルが高いのも事実だ。

### 取り組みの実施方法

「地域における公益的な取組」は、法人単独で行うだけでなく、複数の法人で協力して実施することもできる。具体的な実施方法として大きく次の4点に整理される。

- ① 法人単独で行う
- ② 複数の法人が資金を拠出したり、一体的な組織を設置して行う
- ③ 法人を中心に民生委員や住民組織等が市区町単位で協働する
- ④ 法人が他のNPO等を支援しながら連携する など

これらの取り組みは、各地域の実情や地元社協との連携、地域のネットワークにより、さまざまな実施形態で展開される。

■図1 ほっとかへんネット

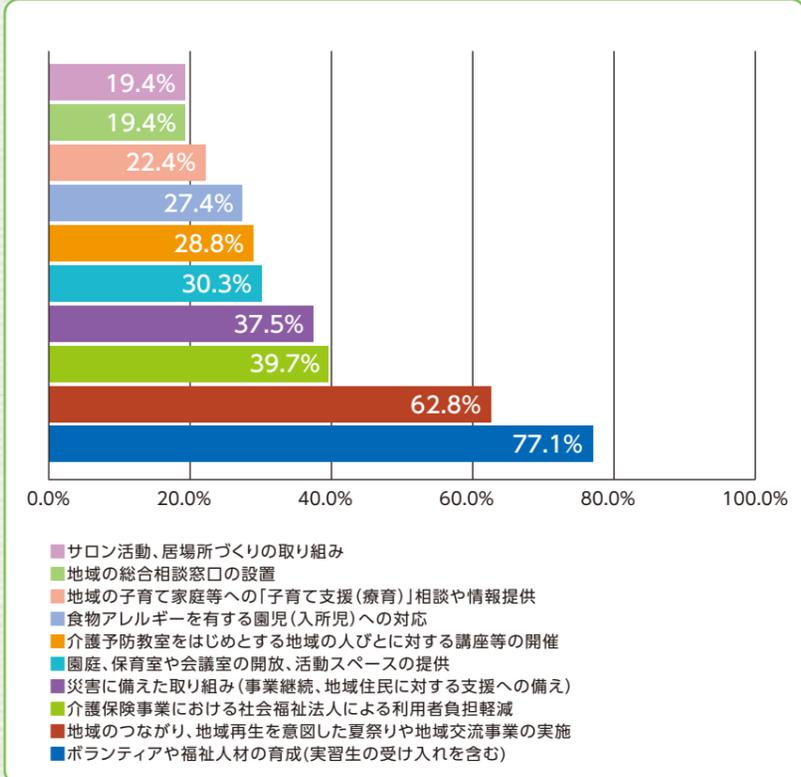


## 「社会福祉法人連絡協議会」(ほっとかへんネット)の広がり

県内では、日本の縮図と呼ばれる地理的特性を踏まえた柔軟な活動を展開するべく、市区町村協との協働を前提として、市区町域ごとの「社会福祉法人連絡協議会」の立ち上げが進んでいる(図1)。

■表1 社会福祉法人の取り組み事例

(全社協・社会福祉施設協議会連絡会「社会福祉法人・福祉施設の実践に関する状況調査」(平成25年度)より)



社会福祉法人同士が種別を越えたネットワークをつくることで、多種多様な地域ニーズに対応でき、総合相談など単独の法人では実現が難しい取り組みも可能となる。

「ニーズ把握にあたっては、公的機関(行政、児童相談所、地域包括支援センター)等や社協が既に把握しているニーズを基に、社会福祉法人として何ができるかを検討することもできる。また、取り組んだことをPRすることも重要で、課題を「見える化」することで住民や行政等への課題提起にもつながる。

社会福祉法人が連携して取り組むことは、地域住民に対して、社会福祉法人の存在と意義をPRする絶好の機会にもなる。

多様な取り組みに  
チャレンジする

表1は、全社協が調査した取り組み事例だが、取り組みを限定的に考えるのではなく、地域住民が社会福祉法人の取り組みに「いいね！」を押し、公益的な取り組みと考えればよいのではないか。

何より、既存の取り組みであっても、法人自らで「地域における公益的な取組」として位置付けていくことが出発点といえる。

表2では、5つの区分に整理しているが、具体的な取り組みが各地域で進めば、住民一人の福祉向上だけでなく、地域づくりや地域再生にもつながっていく。

いずれにしても、社会福祉法人の本業である社会福祉事業を生かした取り組みでなければ、活動・事業は続かない。

その上で、社会福祉事業を受け皿としたり、その延長上の活動を目指す中で、「いいね！」を意識したらよいのではないだろうか。

社会福祉法人は、改めて「公益性」

持ち、支え合いながら、自分らしく生活できるよう、社会福祉法人やNPO法人などの地域の資源と協働しながら、その仕組みを地域で構築するものである。

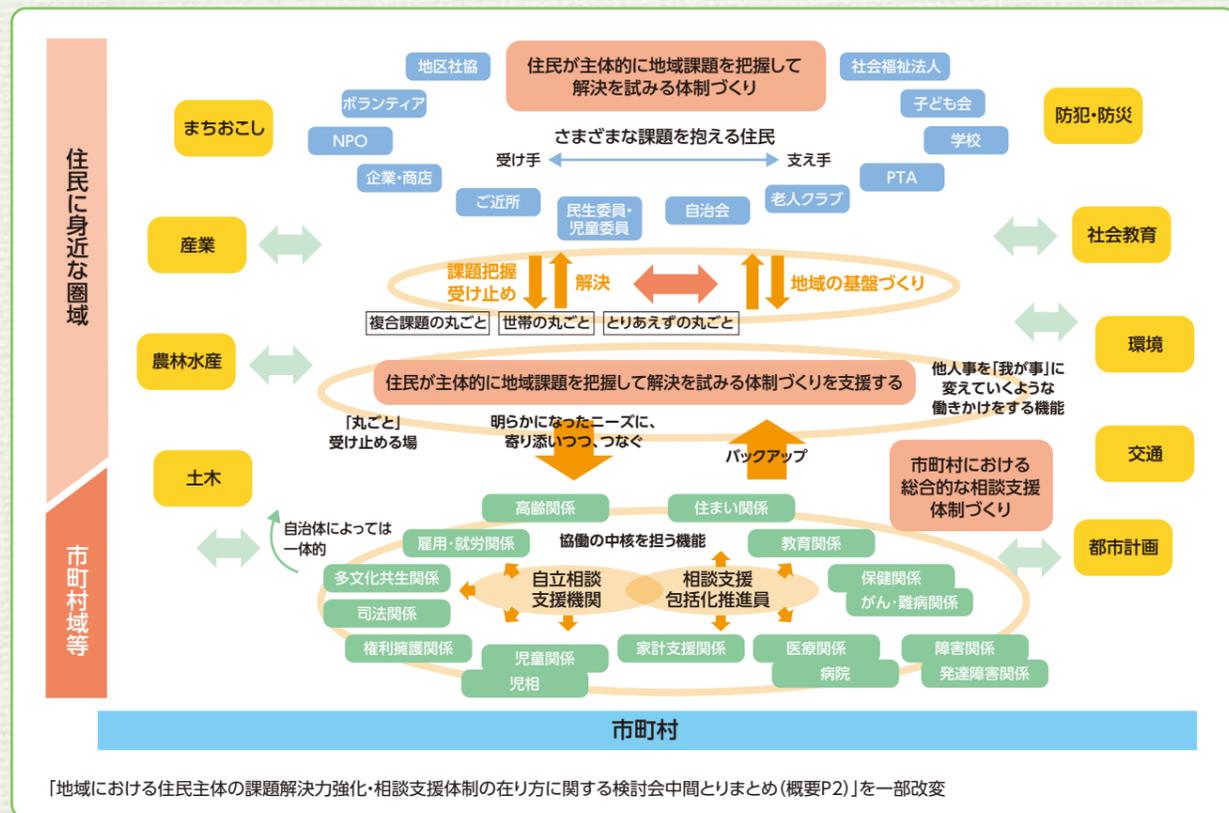
具体的には、育児・介護・障害・貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの全国展開を目指している(図2)。

改正社会福祉法で全ての社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」に関して、国は次の定款記載例を示している。

**〔経営の原則等〕第三条第2項**  
「この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする」

この定款記載例は、社会福祉法人が果たすべき「公益性」を条文として追加記載したものであり、全ての法人が「致回結して対応していくことが求められる」。

■図2 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



■表2 「地域における公益的な取組」の整理イメージ

全社協・社会福祉施設協議会連絡会「社会福祉法人・福祉施設の実践に関する状況調査」(平成25年度)を参考に作成

区分	具体的な取組内容(例示)
①自己財源による社会福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料低額診療事業、無料低額宿泊所</li> <li>生計困難者生活相談、就労訓練事業(いわゆる中間的就労)</li> <li>社会福祉法人軽減、利用者負担軽減</li> </ul>
②本業の社会福祉事業を受け皿とした公益的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産・販売活動等への地域の高齢者、障害者の受け入れ</li> <li>就労支援事業所での利用契約者以外の者の受け入れ</li> <li>生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業の実施</li> <li>生活保護受給者や法定雇用率を超えた障害者雇用</li> </ul>
③本業の社会福祉事業の延長上の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の難病患者の支援(家族支援)、放課後児童クラブ、里親支援</li> <li>地域の子育て家庭等への「子育て支援(養育)」相談や情報提供</li> <li>退所児童に対する継続的な支援(家族支援を含む)</li> <li>介護予防教室をはじめとする地域の人びとに対する講座等の開催</li> </ul>
④地域福祉の向上に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア、福祉人材の育成(実習生の受け入れ、介護等体験等)</li> <li>移動サービス等、高齢者や障害者の移動支援の取り組み</li> <li>地域の子どもたち等への学習支援の取り組み、子ども110番</li> <li>地域の総合相談、介護相談窓口の開設、認知症サポーターの養成</li> <li>買い物やごみ捨ての支援等、生活支援サービスの取り組み</li> </ul>
⑤専門人材や施設・設備を生かした取り組みほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた取り組み(災害時要援護者支援、福祉避難所協定等)</li> <li>各種審議会等委員への就任</li> <li>義援金、環境美化</li> <li>地域のつながり、地域再生を意図した夏祭りや地域交流事業の実施</li> </ul>

法人の「公益性」を生かすために

社会福祉法人は、社会福祉法に列挙された社会福祉事業を中心に担うだけでなく、既存の制度の枠外のサービスにも柔軟に先駆的に対応することを本旨としている。

国の「ニッポン・億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現が掲げられ、検討会の中間とりまとめが12月26日に公表された。

この中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省では、介護保険法や社会福祉法の改正を行い、「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進や地域福祉計画のガイドラインの見直し等を行うこととしている。

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会だ。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民それぞれが役割を

「ほっとかへん！」を合言葉に

本会では、平成24年度から「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーンを展開中だが、これは、無縁社会と呼ばれる社会状況を問い直し、支え合い社会の実現を目指すものだ。

「無縁社会」に対峙する取り組みは、地域の課題やニーズを把握する仕組みづくりから始まる。

県内で進めている「社会福祉法人連絡協議会」づくりは、社会福祉法人発の市区町村での課題解決の仕組みづくりで、将来的には「地域福祉計画」等ともリンクしていくことが重要だ。

取り組み事例の多くは、大なり小なり既に社会福祉法人やNPO等で取り組まれている事例である。

社会福祉法人は、公益性という使命を果たすべく「地域の安心拠点」として、「ほっとかへん」を合言葉に、地域で実践し、その成果をどんどん発信していただきたい。

地域の生活・福祉課題の解決に向けて、地域にある資源が「つながり合」ことが求められている。



## 住民の「気づき」がつくる集落の支え合い ～福祉学習の取り組みから～

多可町社協では、平成28年4月に第3次地域福祉推進計画を策定した。同計画では、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を目標に、住民同士が近所の困り事に気づき、声を掛け合うことで互いにつながり、支え合える地域づくりを推進している。

### 災害時にも助け合える関係づくり

多可町では近年、集落の高齢化を巡るさまざまな課題が顕在化している。日中は支援を必要とする人々しか残らず、住民による支援体制が築きづらい、単身世帯の増加によって困ったときに気軽に声を掛け合える関係が築きにくいなど、課題は多様だ。町社協ではこれらの課題を地域で解決していくため、さまざまな福祉学習に取り組んでいる。例えば、災害時の場面を想定した集落での研修では、集落の役員や婦人会、サロン運営者や若い消防団員などが参加し、災害時に自身が取るであろう行動について意見を交わし合う。そのことで、それぞれの動きが確認でき、いざというときに地域で助け合う関係づくりにつなげることができる。また、お互いに意見を交わすことで多様な考えに気づき、考え方の違いを認め合う機会にもなっている。このように町社協では、知識を得るだけでなく、「こんな取り組みがあればもっと住みやすくなるのではないか」というような気づきや、住民同士が支え合える関係づくりにつながる福祉学習を目指している。



防災をテーマに福祉学習に取り組む様子

### 福祉学習から育つ支え合い

第3次地域福祉推進計画の中にも位置付け、平成28年度から新たに取り組み始めたのは、集落が年間を通じて計画的に福祉学習を行うためのプログラムづくりだ。ある集落では、今年度4回の福祉学習の場を持ち、困り事の整理や防災、介護技術等について学んでいる。その場では、「家で何かしてる、無事だということを外から見ても分かるよう、部屋の電気をつけておいてほしい」というような、日頃の見守り活動の工夫についても住民同士のやり取りが見られた。福祉学習をきっかけにして、住民自身による支え合いの気運が高まってきている。

多可町社協では、今後もこれらの福祉学習で培われた土壌を生かしながら、地域の困り事の解決に向けて、福祉懇談会などで住民自身が継続して話し合う場を活性化させていきたい考えだ。緩やかな見守り体制の構築に向けた活動の今後の展開を期待したい。



福祉学習プログラムでの話し合い

### 取材を終えて

「同じ集落に住んでいても、お互いの暮らしぶりを知らないところもある。住民が自分たちの集落の困り事に気づけるような寄合いの場をつくっていききたい」と語る担当者の言葉からは、一つ一つの集落に向き合い、住民と一緒に地域づくりに取り組んでいくという熱い気持ち伝わってきました。

### 会長から 多可町社会福祉協議会 会長 南 敏 一 郎

多可町社協では、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本に第3次地域福祉推進計画(平成28年度～32年度)を策定しました。地域社会の希薄化が進む中、「きづく」「つながる」「ささえあう」「ささえる」を活動目標に掲げ、地域の中でお互いに見守りによって支え合える関係づくりを目指しています。普段から顔が見え、気軽にあいさつや声掛けができ、日常生活の中で気になることを感じ、互いに支え合う「向こう三軒両隣」の地域づくりを住民の方々はもとより関係機関と連携を図りながら推進しています。



## TOPICS

全県的な啓発運動を進めるため、市町域における「地域フォーラム」の開催を支援しています。今号から随時、「地域フォーラム」の開催状況をご紹介します。

### 地域の一人の子どもも若者も見捨てない

宝塚市では、11月9日に活動者ら約310人が参加した「宝塚市社会福祉大会」が開催され、佐賀県で引きこもり等の子ども・若者の支援をしているNPO法人スチューデント・サポート・フェイスの谷口代表理事が記念講演を行いました。谷口氏からは、アウトリーチによる数多くの支援を通して明らかになった子ども・若者の実態や、子どもや保護者への支援のポイントが話されました。参加者からは、「今の支援体制の見直しが必要」や「地域でも関わりたい」という声があり、今後の取り組みを考える機会になりました。

住民・関係機関・行政が、それぞれの強みを生かしたネットワークづくりを進め、子ども・若者の社会的孤立を生まない総合的な支援体制づくりが期待されます。



### 子どもも大人も住みよい、支え合える社会へ

養父市では、11月19日に「しあわせフェスタ2016」が開催され、住民や福祉関係者ら約400人が参加しました。午前の「ボランティアのつどい」では、活動者が絵手紙や手話・傾聴などの体験コーナーを運営。一般参加者は、「活動を体験し、話を聞いてみると身近に感じました」と身近な地域での支え合いに理解を深めていました。午後には映画「みんなの学校」を上映。鑑賞者は、障害のある子どもが普通学級で学ぶ様子や、住民や学生ボランティア等と学校が協力し、地域全体で子どもを見守る様子に「自分たちでもっと住みよい、支え合える社会をつくっていかう」と思いを新たにしていました。



### 日頃の活動から考える地域の支え合い

高砂市では11月20日に、「共に生きる地域づくりをめざして」をテーマにした「第26回みんなの社協フェア」を開催。気象予報士の正木明さんによる記念講演会では、天気予報等の見方等を通じて、災害に備えて事前に情報収集しておくことや、危険箇所や避難場所を日頃から知っておくことの大切さについて触れられました。

また、当日は、ボランティア登録団体と協働した「福祉見聞スタンプラリー」のブースや、東日本大震災復興支援の手作り作品販売コーナーなどが設けられ、子どもから高齢者まで多くの住民でにぎわい、住民相互のつながりの大切さや、助け合いの心について考える機会となりました。



### 日頃の支え合い活動なくして減災なし!

三木市では、「みきボランタリーフェスタ」の一環として、11月23日に「『ほっとけない!』地域づくりを考える集い」を開催。集落単位での防災活動を進める香美町の実践発表を通じて、民生委員をはじめとする約120人の参加者が、これからの地域づくりの在り方を学びました。

パネラーからは、「福祉・防災マップ」の取り組みにより、自治会や民生委員など関係者間での情報共有が行われ、見守りやサロン活動の意識づくりにつながったという事例を紹介。災害時の防災・減災に向けた日頃からの支え合い活動の大切さが、参加者間で改めて共有されました。



県内各地で行われている健康体操。丹波市市島町  
前山地区では、生涯学習応援隊so-so.39が認知症  
予防プログラムを取り入れた新しい健康体操を始め  
ているんだ。住民が楽しみながら地域福祉に取り組  
む様子を紹介するよ。

地域で支え合い、  
地域を元気にする  
取り組みを紹介します。



支え合い生きがいを見いだせるような地域づくりを  
目指す特定非営利活動法人ダーナの活動と、多世代共  
生の取り組みの一つとしてダーナが始めた「暮らしの学  
校・農楽(の〜ら)」を紹介するよ。

## みんなでつくる ひょうごの福祉

### 頼り頼られ共に生きる地域社会

「ダーナ」設立のきっかけは、医療・福祉従事者、市民有志らによる「但馬の福祉を考えるネットワー」の活動であった。有志で学習会や意見交換を重ねた結果、「困っている人を助ける福祉」ではなく、「頼り頼られて生きられる地域社会」、すなわち「共存共栄の社会の実現に向けた事業を担う法人」として、平成14年に設立された。

地域に切れ目のない支援をしていこうとダーナが立ち上げたのが、多世代共生型複合福祉ゾーン「シカバレー」である。認知症高齢者のグループホームやサービス付き高齢者向け住宅などが同じ敷地内にある。しかし、このゾーンだけでサービスを完結させないよう留意している。パンや野菜の行商が出入りしたり、ゾーンの利用者が自分の行きたい場所に出発することを支援したりしている。「特別な場所ではなく、地域の当たり前場所にした」と川崎施設長は話す。

現在、高齢者を対象とした施設の「シカバレー」では、地域の方々の

### 前山地区の居場所づくり

平成26年8月の豪雨災害は、同地区に大きな被害を与え、多くの住民がストレスを抱えた。中でも高齢者の抱える不安は計り知れず、できるだけ顔を合わせて会話をすることが必要だと、同団体は丹波市が作成したプログラムを利用して、毎週1回の健康体操教室を始めた。

「健康」は、誰もが関心のあるテーマで、気軽に参加できる。最初は表情の固かった参加者も、回数を重ねるうちに明るく笑うようになった。他にも、歌声喫茶やノルディックウォーキング、陶芸など参加者からのリクエストを受けて実施することもある。当初10人程度だった参加者は、口コミで広がり、現在は20人を超えている。「被災した地域だからこそ、自分から積極的に動こうとする人が増えてきたのではないかと事務局の北村久美子さんは話す。

### 地域福祉をみんなで一緒に考える

年々多様化する地域のニーズに

## みんなで体操！被災地域を元気に！

～生涯学習応援隊so-so.39の取り組み～

応えるため、今年から健康体操のプログラムに「みんなの認知症予防ゲーム」を取り入れた。「あかるく」「あたまを使って」「あきらめない」をモットーとしたこのゲームは、円になって座り、拍子をとりながらお手玉を回したり、足を使ってサッカーをしたりと、内容は多岐に渡る。参加者は音楽に合わせて体を動かしながら、お腹がよじれるほど笑う。体操だけでなく笑うことに注目し、皆で一緒に楽しむことが脳の活性化につながるという。

また、同団体は、丹波地域のラジオ「たんばコミュニティFM」で毎週「高齢者福祉を考える」コーナーを担当し、介護保険の仕組みや福祉施設について分かりやすく説明し



笑いの絶えない健康体操



みんなで認知症予防ゲーム

## 誰もが自分らしく生きられる地域社会を目指して

～NPO法人ダーナと農楽(の〜ら)の取り組み～

社会参加が苦手な若者の支援施設とも連携し、多世代交流を行っている。さまざまな世代と交流することで、利用者は人生の先輩となりお互いに良い影響が与えられるという。

**働くことを支える「の〜ら」**

ダーナが手掛けた多世代共生の取り組みの一つが、就労まで距離のある人を支援する「暮らしの学校・農楽(の〜ら)」だ。中学で不登校になり何十年も社会に出られなかった人や、見た目には分からないが障害があり就労が難しかった人たちが、農業を中心とした活動に励む。

「認められると感じることが自信になっていく。どんな仕事でも楽しみを見つけ、無理なく、自分らしく生



ダーナ：地域に開かれたコミュニティ活動



の〜ら：農作業を通じて、誰もが居場所を見つけられる取り組み

きていく術を身に付けていってほしい」と代表の木村さんは笑顔で話す。「の〜ら」の基本は、自分たちで食べるものを育て、販売したり食べたりすること。そして、スタッフ含めて助け合うこと。ここでは、スタッフと利用者の垣根をつくらず、お互いが困っているところを補っている。

平成28年にダーナから独立し社団法人として新たなスタートを切った「の〜ら」は、野菜づくりを通じてさまざまな人と交流しながら、利用者もスタッフも一緒に成長できる場となっている。

### 取材を終えて

「ダーナ」「の〜ら」共に、互いに尊重し支え合って生きることを実現している、温かく、穏やかな、優しい雰囲気を感じられました。

特定非営利活動法人ダーナ  
豊岡市出石町安良239-1  
TEL 0796-53-2800  
E-mail info@npo-dana.jp

暮らしの学校 農楽(の〜ら)  
豊岡市出石町鳥居785  
TEL 0796-20-1295

ている。「家族間の話題になる」と人気があり、悩み相談なども寄せられている。

同地区では現在も復旧作業が続いており、大雨が降ったら寝られないという声は今も聞かれる。「被災者の心のケアは、地域のみならず顔を合わせておしゃべりすること。近所の人が見てくれているというのは安心感につながる」と北村さんは話す。同団体の細やかなサポートにより、一緒に活動する住民も増えてきた。新しいアイデアを取り入れながら発展を続ける同団体に今後も注目したい。

### 取材を終えて

健康体操のプログラムは、できなくても大丈夫。「やるうとする」気持ちが大それたものだ。みんなで「できへんわあ」とおしゃべりしながら、住民同士のつながりが育まれていることを実感しました。

生涯学習応援隊so-so.39  
丹波市氷上町下新庄408  
TEL 0795-82-0038

新年福祉のつどいを  
開催！地域福祉の  
推進を誓い合う！

1月7日、平成29年新年福祉のつどいが、ANAクラウンプラザホテル神戸において開催され、県内の市町村協、社会福祉施設、民生委員児童委員関係団体等の福祉関係者ら約400人が一堂に会した。ジャズピアニストの石田ヒロキ



石田ヒロキ氏による演奏



井戸敏三県知事

氏の演奏で幕開けした後、主催者を代表し吉本知之県社協会長は「億総活躍プランや、地域共生社会などが提唱される中、地域福祉への期待に応えるべく、協働で実践を進めよう」とあいさつした。

また、来賓の井戸敏三県知事より「地域創生を本格化させながら、計画的に福祉を充実させ、生活の安心が確保されるよう取り組みたい」とあいさつがあり、続く藤田孝夫県議会議長からは「人口減少、少子高齢化が進む中、県内の社会福祉の向上のために、関係者の皆さんとともに頑張りたい」との言葉が寄せられた。

3月7日(火)に福祉の  
就職総合フェアを開催！

福祉の仕事に興味・関心のある方ならどなたでも参加できる、福祉の就職総合フェアを開催する。入退場自由、履歴書不要、無資格・未経験の方の参加も大歓迎。就職活動を経験した先輩職員との交流コーナーもあり、就職活動への不安や悩みも相談できる。

共同募金運動の期間  
を拡大

3月まで新たな募金  
運動を展開します！

厚生労働大臣の告示により、今年度から共同募金運動の期間が3月まで延長されることとなりました。新たな募金の仕組みとして、この期間に、特定の配分テーマを定めたテーマ型募金を兵庫県内の2地区で実施しています。



その他、特にテーマを定めず、イベントや募金百貨店プロジェクトなどを通じて募金活動を実施する地区もあるほか、兵庫県の全ての市区町では今年度の募金に対するお礼や、福祉学習などを通じ共同募金をより深く知っていただく広報強化期間として3月まで共同募金運動を展開します。

詳しくは、兵庫県共同募金会のホームページをご覧ください。

赤い羽根ひょうご 検索

垂水区共同募金委員会

垂水区では、子どもから高齢者、障害者も含め、身近な地域で住民が集い、交流できる居場所づくり(コミュニティカフェ)が広がっています。区内でカフェを運営する3団体と協働し、カフェの運営費用にかかると募金活動を実施します。



東灘区共同募金委員会

東灘区では、子どもの居場所づくりをテーマに寄付を募り、子どもへの学習支援や食事の提供、親への相談支援などを実施する団体を公募し配分します。



福祉の就職総合フェアのお知らせ

日時 平成29年3月7日(火) 13:00 ~ 17:00  
会場 神戸サンボーホール(神戸市中央区)  
申し込み方法 11:00 ~ 12:00のガイダンスのみ事前申し込み制。  
電話、メールまたはFacebookより「氏名」「住所」「電話番号」「学校名(学生のみ)」をお知らせください  
参加費 無料  
問い合わせ 兵庫県福祉人材センター  
TEL 078-271-3881  
E-mail jinzai@hyogo-wel.or.jp



Facebookで  
参加法人などを  
掲載中

平成29年4月に新規採用予定がある法人または随時採用予定のある120法人が参加。ぜひこの機会をお見逃しなく！

寄付・寄贈等のお礼

12月22日、新生兵庫友の会(県庁OB関係団体)より地域福祉の推進のため、本会に15万円が寄付された。本会事業を通じて県内の地域福祉の発展に活用させていた



兵庫県婦人手工芸協会よりひょうごボランティア基金に寄付があり、1月12日に同協会新年互礼会の華やかな席で感謝状を贈呈した。同協会からの寄付は、平成14年度以降計75万円に上り、ボランティア活動の促進や地域福祉の向上に役立てている。



もっと知ろう！  
障害者差別のないまちづくり

兵庫県 合理的配慮アドバイザーを派遣！

障害者差別の解消にあたっては、差別が起こった場合の対応とともに、差別が起こらない、起こりにくくするための事前対応も重要である。兵庫県では、啓発活動の一環として「合理的配慮アドバイザー」を派遣する取り組みを始めている。障害者差別解消法により、民間事業者には「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」に関する義務等が課されているが、実際に商品やサービスの提供、雇用等の場面において、どのように取り組めばよいか分からないことがある。そのようなときに、例えば、社員を対象とした接客研修の際の講師、人事労務部門に対する障害者雇用の助言、バリア

**障害者雇用促進法**  
障害者の職業の安定を図り、障害者の働く権利を実現するための法律。昭和35年制定。事業主が雇用すべき障害者の割合(法定雇用率)や障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務などが定められている。

フリー化にあたっての助言などを行うのが合理的配慮アドバイザーである。アドバイザーには障害者支援の専門家や障害者雇用に携わる企業のマネージャー、医師など19人が委嘱されており、内容に応じて県がコーディネートする仕組みとなっている。

合理的配慮に関して、商品・サービスの提供は差別解消法に、障害のある労働者の雇用は障害者雇用促進法※に規定されているが、関係省庁により事業分野ごとの対応指針も策定されている。障害のある方が利用しやすい店舗や設備・サービスを整えることは、みんなが利用しやすいものにつながる。こうした視点に立ち、差別解消法をきっかけに、ハード・ソフトの両面から誰もが等しく利用できる環境づくりを進めることが大切である。

兵庫県障害福祉課(障害者権利擁護担当)  
TEL 078-362-9104 FAX 078-362-3911  
URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/center.html>



助成金情報

福祉活動等に対する助成金の情報です。詳細は、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

JXグループ  
平成28年度JX-ENEOS  
児童養護施設・母子生活支援施設・  
里親家庭奨学助成

児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭の児童の進学を援助し、社会的自立を支援します。

**対象** 高等学校卒業後、平成29年度に大学・短期大学・専門学校等への進学を予定している下記の児童等

- ①児童養護施設または母子生活支援施設に入所している児童、里親家庭に措置されている児童
- ②児童養護施設または母子生活支援施設を退所した20歳未満の人、措置解除後、引き続き里親家庭で同居している20歳未満の人 ※年齢は平成29年4月2日現在の満年齢

**助成額** 1人あたり10万円  
**締切り** 平成29年2月17日(金)消印有効

**URL** [http://www.shakyo.or.jp/sponsor/jx-eneos\\_20161228youkou.pdf](http://www.shakyo.or.jp/sponsor/jx-eneos_20161228youkou.pdf)

兵庫県遊技業協同組合  
平成29年度は〜とふるふぁんど支援金

①地域ボランティア・福祉支援  
「ボランティアあしす」と部門

県内のボランティア・福祉活動を行うNPO法人や福祉ボランティア団体、青少年の健全育成に関わる団体等が行う環境保全や被災者支援、その他公益の目的と認められる事業等を支援します。

②地域振興(町おこし)支援  
「ふるさと振興サポート」部門

県内の地域振興(町おこし)活動をしている民間団体やNPO法人、第3セクター等が行う、地域社会の教育増進、地域のまちづくりの推進、地域の文化、芸術、スポーツの振興を図る事業等を支援します。

**対象** 県内を主たる活動の場とし、5人以上のグループで活動する地域の団体またはボランティア団体

**助成額** 1件あたり上限100万円(総事業費の4分の3以内)

**締切り** 平成29年3月6日(月)17:00必着  
**URL** <http://www.hyoyukyo.or.jp/>

日本労働組合総連合会  
連合・愛のカンパ

NGO・NPO団体などの事業・プログラムへの支援、および自然災害などによる被災者に対する救援・支援を目的に助成を行います。

**対象** 【中央助成】連合の構成組織の推薦があり、国内外で救援・支援活動に取り組んでいるNGO・NPO団体  
【地域助成】地方連合会の推薦があり、連合組合員およびその家族、あるいは退職者が、積極的に運営に参加している団体、または地方連合会が日常的な活動で連携している団体

**締切り** 平成29年3月31日(金)  
**URL** <https://www.jtuc-rengo.or.jp/>

行事予定

- 2月 1日 若年性認知症家族介護者連絡会 ◆県福祉センター
- 2日 地域とともに進める生活支援全県フォーラム ◆神戸市産業振興センター
- 3日 理事・評議員研修 ◆パルテホール
- 6日 会計実務研修(スクーリング) ◆県社会福祉研修所
- 8日 子どもの理解と発達支援研修 ◆県社会福祉研修所  
地域福祉推進部会 ◆県福祉センター  
市町社協活動推進協議会幹事会 ◆県福祉センター  
若年性認知症支援担当者研修(第3回) ◆加西市民会館
- 9日 会計実務研修(決算・予算編) ◆のじぎく会館  
青年協 第3回定例研修会 ◆県福祉センター
- 10日 福祉のしごと職場見学バスツアー(丹波・北播磨コース) ◆みつみ学苑・ゆりの荘  
福祉事業推進部会 ◆県福祉センター
- 13日 職業倫理と権利擁護研修 ◆県社会福祉研修所
- 14日 権利擁護部会 ◆県福祉センター
- 17日 福祉のシゴト就活応援セミナー ◆三宮研修センター  
第4回ひょうご中間支援団体ネットワーク意見交換会 ◆ボランティアプラザセミナー室
- 20日 地域福祉推進委員会 ◆県福祉センター
- 22日 人事労務管理研修(人事編) ◆県社会福祉研修所
- 24日 リスクマネジメント研修 ◆県福祉センター
- 3月 7日 第2回福祉の就職総合フェア in HYOGO ◆神戸サンポーホール  
生活支援コーディネーター全県情報交換会 ◆クリスタルホール

ひょうごボランタリープラザ「地域づくり活動情報システム」  
ボランタリーセクターに関わるみんなのポータルサイトとしてリニューアル!

リニューアルポイント

- 目的の情報にらくらくアクセス
- アクセシビリティ・ユーザビリティを重視
- 写真やPDFを添付し、見やすい閲覧画面
- スマートフォンやタブレットへ対応
- 団体の活動写真をトップページに掲載

是非、団体の活動情報を発信してください!



ひょうごボランタリープラザ 検索

~安心してボランティア活動をするために~ ボランティア・市民活動災害共済のご案内



年間掛金  
1名につき  
500円

傷害給付

ボランティア活動中の事故によるケガの補償(通院1日4,000円・入院1日7,300円)

賠償責任給付

ボランティア活動中の事故により第三者の身体または財物に対する損害を与えた際の補償(5億円限度)

死亡見舞金

傷害給付の対象とならない事由で亡くなられた際に給付(10万円)

お問い合わせ・加入申し込み先/最寄りの市区町社会福祉協議会のボランティアセンター  
実施・運営主体/兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部 TEL078-242-4634 FAX078-242-0297  
取扱代理店/株式会社 兵庫福祉保険サービス TEL078-735-0166 FAX078-735-1890  
※所定の申込書と掛金を受付した翌日から、平成30年3月31日までが加入期間となります。 ※平成29年度補償内容です。  
※新年度の加入申し込みは、平成29年3月から受付を開始します。引受保険会社/三井住友海上火災保険株式会社 TEL078-331-8502